

世田谷区避難行動要支援者避難支援プランの改定（素案）について

1 主旨

区では平成 29 年 3 月に「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」の改定を行い避難行動要支援者の支援に取り組んできた。この度、災害対策基本法の改正及び世田谷区地域防災計画[令和 3 年修正]の改定があり、国の動向に対応するとともに、令和元年台風第 19 号等での教訓を踏まえ、災害時における避難行動要支援者への支援の実行性を高めるため、「世田谷区避難行動要支援者避難支援プランの改定（素案）」について報告する。

2 改定の経緯

- (1) 国において、甚大な被害をもたらした令和元年台風第 19 号等の検討課題に対応するため、令和 3 年 5 月に「災害対策基本法」及び関連法令が改正され、同年 6 月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改正された。
- (2) 区内においても近年風水害が頻発し、これまでの対応における課題を整理し、今後の対策を検討する「風水害対策総点検」を行った。

3 改定の主なポイント

(1) 個別避難計画作成の推進

- 自治体による個別避難計画作成は、自治体が優先度が高いと判断し、同意の得られた避難行動要支援者から、おおむね 5 年程度で作成に取り組む。
- 本人・地域団体による個別支援計画作成の推進に取り組む。

本人や親族や地域団体等が作成したものを自治体に提出したのもも個別避難計画として扱える。また自治体が作成したものとの優劣はない。

法改正前から「個別契約」や「命のバトン」等、既に作成しているものについても個別避難計画と同程度の内容であれば、個別避難計画として取り扱う。

(2) 指定福祉避難所の設置

- 直接避難ができるよう指定福祉避難所ごとに受入対象者を予め特定して、指定する。

(3) 風水害対策の強化

- 大規模な風水害が発生する恐れの際で災害対策本部の設置が可能になるため、発災前からの水害時避難所の開設・運営体制の強化に取り組む。
- 風水害時に早めの避難ができるよう平時から避難行動等の普及啓発に取り組む。

4 取組みスケジュール

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---|--|--------------------------------------|--|
| 個別避難計画 | ○作成方法の検討・調整 | ○優先度 i の個別避難計画作成 ○本人・地域団体向けガイドライン作成 | ○優先度 ii 及び iii のうち約 2,000 人の個別避難計画作成 | ○優先度 iii のうち 6,000 人の個別避難計画作成 ○更新作業 |
| 福祉避難所 | ○協定見直し ○併設型指定福祉避難所の検討 | ○指定福祉避難所の公示 ○受入対象者の特定 | ○受入対象者の指定 | |
| 風水害対策 | ○水害時避難所の設置、運営強化 ○行動シートの配布 ○災害時緊急情報配信サービスの導入 | | | |

【作成の優先度について】

- i 多摩川浸水想定区域内に住む避難行動要支援者（約 500 人）
- ii 土砂災害警戒区域内に住む避難行動要支援者
- iii 上記 i ~ ii 以外の避難行動要支援者
- ※避難行動要支援者（令和3年2月現在 約 8,310 人）

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年2月 福祉保健常任委員会（改正案報告）

地域行政・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（改正案報告）

令和4年4月 避難行動要支援者避難支援プランの改定